

表見主任者・共同表見支配人

岩

本

慧

目次

- 一 はしがき
- 二 総説
  - 一 基本概念
  - 二 支店長代理・支店次長・副支配人・支配人代理
- 三 関係判例
  - 一 改正前の判例
  - 二 改正後の判例
  - 三 改正前・改正後の判例の見解
- 四 表見主任者・共同表見支配人
  - 一 総説
  - 二 表見主任者
    - (一) 支店長不存在と表見主任者としての支店長代理
    - (二) 兼任支店長と表見主任者としての支店長代理
    - (三) 現任支店長と表見主任者としての支店長代理
  - 三 共同表見支配人
- 五 むすび

## 一 は し が き

わが商法第四二条はいわゆる表見支配人について規定しているが、これは民法における一般の表見代理の制度（民一〇九以下）に対し、特にこれを商法化・具体化したもので、英米法におけるいわゆる禁反言（*estoppel*, *estopped by holding out*）の法理、ドイツ法におけるいわゆる外観尊重の原則と同様の精神に基づいて設けられた制度であるといわれている。今日のように高度資本主義経済の下においては、われわれの企業生活関係はいちじるしく複雑化し、殊に商取引においてはそれが大量的・反復的となり、しかもその簡易迅速性ということが極度に要請される。したがって本店、殊に営業所たる支店において、また営業を遂行するための人的補助者たる代理人によって商取引が行われる場合が極めて多く、その結果、必然的に相手方の表示ないし外観に基づいて取引行為がなされることが多い。このような場合において、商取引の安全を保護し、これを維持・確保するために、その取引に際してなされた表示ないし外観を信頼した善意の第三者の保護を目的として設けられたのがいわゆる表見支配人の制度である。

表見支配人に関してこれが法制度化されていなかった改正前（昭和一三年の商法改正前をこのように呼ぶ）においても、判例上、表示ないし外観を信頼して取引をなした善意の第三者の保護の目的をもっていわゆる表見上の支配人が認められていたが、これに関する改正前と改正後（昭和一三年の商法改正後をこのように呼ぶ）との判例の態度は、その根本の趣旨において異ならないとしても、個々の具体的な問題に関しては常に必ずしも一致した見解を示しているとは限らず、殊に支店長代理・支店次長・副支配人・支配人代理などの名称を有する使用人については、両者の判例は全く反対の結果をもたらしている場合も少なくない。実際、このような名称を有する使用人については、そのお

かれている地位ないし代理権の範囲により種々の問題が提起されるようである。そこで私は表見支配人に関する問題について、一度ならず再三にわたって論稿を公けにし、もとより右のことについても、多少は述べたところであるが、本稿においては、右にいわゆる支店長代理・支店次長・副支配人・支配人代理など、その名称・地位・権限について、商法第四二条に規定されている表見支配人制度を大前提として、これとの関連において、今少しの検討を試みると共に、私としては深く手がけていない新しい一・二の問題を提起して、今後の研究の出発点としたいと思う。

- 註(1) 拙稿・「表見支配人——判例を中心として——」(一)関西大学法学論集七巻四号(五八頁以下)・六号(二九頁以下)(拙稿)  
・前掲とは本論稿をいう、同・「表見支配人についての再論」同九巻五・六合併号三四四頁以下、同・「表見支配人と禁反言の法理」商法の改正の動向と基本問題(会社実務協会)四一一頁以下。
- (2) 拙稿・前掲(一七八頁以下参照)。

## 二 総 説

### 一 基本概念

商法にいわゆる表見支配人とは、「本店または支店の営業の主任者たるべきことを示すべき名称を附した使用人」である(商四二一)。したがって表見支配人として認められるためには、「本店または支店の営業」に関し、「その主任者としての使用人」、いいかえれば、営業は「本店または支店」に關すること、および使用人は「その営業の主任者」であることの二つの要件が具備されなければならない。<sup>(1)</sup> この二つの要件は、商法第四二条第一項の規定上からはもちろん、表見支配人制度が法制度化された因由ないし立法趣旨からして当然といわなければならない。<sup>(2)</sup>

右の要件中、ある営業活動の場所が、「本店または支店」に該当するか否か、すなわち商法にいわゆる営業所に該

当するか否かに関する問題については、ここではこれを不問として、一応要件に適合しているものであることを前提とする。そこで、ここに取上げられなければならないのは、当該営業の主任者に関する問題であり、したがって第一次的に問題となっている当該営業の使用人は、「その営業の主任者」に該当するか否か、第二次的に、もし該当するとすれば、その者の当該行為は「営業に関する行為」（代理権の範囲）に該当するか否かの問題である。もっとも後者は前者を前提とするから、両者が不明確である場合には、先ず前者についてそれが明らかにされなければならず、殊に本稿ではそれが問題の中心である。

なお「支店長」という名称が、「本店または支店……」、すなわち支店の営業の主任者であることを示すべき名称であって、当該支店の営業の主任者に該当することについては、現行法上はもちろん、改正前においても認められていたもので、したがってこのような支店長（支配人としての代理権が与えられていると考えられた）に関して問題となるのは、主としてその代理権の範囲または取引の第三者の悪意の有無に關してであるが、もとよりここにおいては、商法上の支配人（商三七・三八工）または商法にいわゆる表見支配人としての支店長などの存在（現実に、または觀念的に）をその前提とするものであり、殊に後者において問題がある。

## 二 支店長代理・支店次長・副支配人・支配人代理。

支店長代理・支店次長または副支配人・支配人代理などは、通常、当該支店（または本店）の営業に関する裁判外の一切の行為につき支配人と同一の権限を有するものとは認められないと解するのが常態である。したがって、ある支店長代理（右にいわゆるこれに類する名称を包含した意味において―以下同様の意味に使用）などについて、その者が表見上の支配人として認められるか否かの問題を生じた場合には、先ず第一次的に、その者が實質的に当該営業

の主任者といふことができる地位、すなわち「主任的地位を有する者」、いいかえれば「主任的地位者」であるか否かを解決し、もしこのような地位が認められるとすれば、ここにはじめて第二次的に、その者が表見上の支配人としての、またその代理権に関する問題が生ずることになり、このような地位が認められない限り、商法第四三条または民法にいわゆる表見代理に関する規定（民一〇九以下）の適用云々は別としても、商法第四二条の規定とは関係のないものと解される。

註(1) 拙稿・前掲(一)六四頁・六五頁参照。

(2) 拙稿・前掲(一)六四頁・七三頁以下、前掲(二)四一頁以下、その他前に掲げた拙稿を併せて参照。

なお、表見支配人に関する最近の研究としては、加藤・「レヒツシャイン法理について——表見支配人の研究(二)——」、同・「レヒツシャイン法理より見た商法第四二条論——表見支配人の研究(二)——」北海道大学法学会論集第五卷(三〇頁以下)・七卷(五六頁以下)、塩田・「表見支配人をめぐる一試論——判例を中心として——」民商法雑誌三九卷四・五・六号創刊二十五周年記念特集号七三五頁以下などがある。

### 三 関係判例

次に本稿の課題を説明する資とするために、これに関係のある改正前および改正後の主な判例を省みたいと思う。<sup>(1)</sup>

#### 一 改正前の判例

改正前の判例においては、副支配人について、商人の選任した副支配人は、商法第二九条（現行商三七）以下に規定する支配人であって、商人に代って裁判上および裁判外の一切の行為をなす権限を有するものとし、<sup>(2)</sup>また副支配人もまた一種の支配人にほかならないとして、<sup>(3)</sup>それぞれ銀行（支店を含む）の副支配人が銀行のためになした手形の裏書

を有効と認めている。また支店長代理については、銀行の支店長代理は「反証のない限り」その資格において銀行に代り手形の裏書譲渡をなすことができる権限を有するものとし、また銀行の支店長は「特別の事情のない限り」当該支店の営業に関する行為、殊に手形取引に関しては銀行を代理する権限を有し、したがってまた支店長代理も同様の権限を有するものと認めるべきである、<sup>(5)</sup>としてゐる。また支店次長については、「既に手形の裏書行為をなした者がその行為につき同銀行を代理する権限を有する限り」、当該裏書行為は同銀行に対して有効であるとして、その以前になした実質により後の行為を有効としている。<sup>(6)</sup>なお支配人代理については、支配人代理は支配人ではないが、「反証のない限り」は、支配人代理と称して裏書をなしたときは、「支配人より特に手形の裏書に関する権限を授与せられたもの」と認めるのが相当であるとして、その支配人代理による裏書を有効としている。<sup>(7)</sup>

なお、支店長代理が銀行派出所主任である場合については、一般に銀行の派出所主任は法規上ならびに慣習上、当然に支店長代理として同銀行を代理する権限はなく、したがってその主任者が手形の裏書をなしたときは、被裏書人は当該行為の権限の有無につき容易にその調査をなすことができるのに、これをなさないで裏書譲渡を受けたときは、重大な過失がある、として、銀行派出所主任たる支店長代理に対して、営業主たる銀行を代理する権限を否定している。<sup>(8)</sup>これに対し、もとより判旨の結論には賛成であるが、本件における裏書は、本来なれば取締役においてのみなすことができるのであって、支店長といえども当然にはこれをなすことができるものではない、との見解もある。<sup>(9)</sup>

## 二 改正後の判例

最高裁判例においては、現任支店長の存する支店における支店長代理は、営業に関する一切の行為をなしうる権限を有しないのが通常であり、少なくとも「支店長代理」という名称自体から、商法第四二条にいう「支店の営業の主任

者たることを示すべき名称」ということはできない、として、支店長代理のなした手形の引受・保証などにつき、支店長代理は銀行を代理する権限はない、と判示しており、これについては、一般的・原則的見解に基づき実質的に事実認定によつたものであり、また民法第一一〇条との関連において、同条にいう「正当の事由」の主張立証を求め、「銀行取引において、支店長代理は手形行為につき一般に権限があり、かつ引受、支払保証は通常、銀行業務に属することが明かであつて、支店長代理にその権限があると信ずるのは一般商人にとつて当然である」との主張に対し、「支店長代理が手形行為につき一般に権限を有する」という事實は裁判所に顕著な事實ではなく、原審はこれを認めるべき何等の根拠がないとして否定しているから、として民法第一一〇条の適用をもしりぞけているが、これについては、多少の疑問がないでもない。また下級裁判所ではあるが、右と同趣旨のもとに会社の支店次長名義でなされた手形保証について、会社に表見支配人による責任を否定したが、本件においては民法の表見代理の規定によつて保護されることを認め、会社に民法第一一〇条による責任を認めたものがある。<sup>111)</sup>

しかし銀行の支店次長について、次長は支店長を補佐し、支店長の職務を代行するものであり、支店長が他の支店を兼任しているために常時不在であつたことなどから、次長のなした行為につき銀行にその責任を認めている判例がある。<sup>112)</sup>

### 三 改正前と改正後の見解

改正後の判例においては、支店長代理などについて、原則として表見上の支配人に該当しないとの見解であるように見受けられるのに反して、改正前の判例においては支店長代理・支店次長・副支配人・支配人代理などについて、特定の手形取引などに関する権限に限定してこれを認めている意味に解される場合もないが、「特別の事情



のない限り」または「反証のない限り」原則としていわゆる支店長（その他の該当主任者についても）などと同一の権限を有し、または支店長などが有する代理権を当然に授権されているものと判示しているのは、表見支配人に関する規定の存しなかつた当時において、実質的見地によって表見上の支配人を認めることにより善意の第三者を保護しようという趣旨からの結果であろうが、表見支配人制度が、支配人制度の存在とその信用維持を前提として設定せられたものであると解する以上、商取引の当事者間の利益の合理的調和という観点から、改正前の判例の見解については、そう簡単には全面的に承認すべきではないと考えられる。改正前と改正後の判例において両者に異なった見解を生ぜしめた因由その他については、前稿中に述べているから、ここでは省略する。<sup>103</sup>

註(1) 拙稿・前掲(一)六六頁・七八頁以下参照。

(2) 東京控判・昭三八・新聞三〇〇号一〇頁。

(3) 東京控判・明治四四・一一・一・新聞七七五七号二三頁、大阪地判・大二(一)一三三三号・新聞九一七号二七頁。

(4) 東京地判・昭二九・九・二九・新聞二七四八号八頁・評論一六卷商法七四五頁。

(5) 大阪地判・昭三・五・二二・新聞二八五五号一五頁・評論一七卷商法二三頁、なお大判・昭一二・三・二・大審院裁判例11 刑法四頁(小町谷・伊沢・商事判例集追録(一)二二頁参照)。

(6) 大阪控判・明四四・九・七・新聞七四二二号二四頁。

(7) 大阪地判・大二(一)一二三三号新聞九一七号二七頁、東京地判・大一四・二・一七・新聞二三八四号一五頁・評論一四卷商法一五頁、「銀行支店長其他職員の権限問題」銀行判例二卷六号四七頁以下参照。

(8) 広島控判・昭三・一一・二六・評論一八卷商法一五三頁。

(9) 「銀行派出所主任の権限と其の手形被裏書人の地位」銀行判例一卷二号一四頁。

(10) 最高判・昭二九・六・三三・最高裁判集八卷六号一一七〇頁、判批、八木・民商法雜誌三一卷五号六〇頁、これについて拙稿・前掲(一)八一頁註(2)参照。

- (11) 横浜地裁小田原支判・昭二六・一二・一四・不級民集二卷一四二四二頁。
- (12) 東京高判・昭二九・一・二八・高裁判刑集七卷一号三六頁。これについては後に述べる。
- (13) 拙稿・前掲(一七八頁以下参照)。

#### 四 表見主任者・共同表見支配人

##### 一 総 説

以上述べたところによれば、支店長代理について、その名称自体からは、当然には商法第四二条第一項にいわゆる表見支配人として認められないということである。しかし次のような場合には問題がある。たとえば、(1)ある支店に支店長が全然置かれず、支店長代理のみが置かれているとき(ある課に課長代理のみが置かれ、課長が置かれていない場合のように)、また(2)ある支店長が当該支店以外の支店長を兼任またはその他の事情により、その支店長が常時不在のため、などの場合に、実質的にも、また客観的にも支店長代理が当該営業の主任者の存在として主任者たる支店長と同然に、またはいわゆる支店長の有する包括的代理権の代理人として、常時その営業に関する取引行為を遂行している場合、あるいはまた、(3)支店に現任支店長が置かれている場合に、一支店において、一人または数人の支店長代理が置かれ(殊に銀行など)、一人の支店長代理または数人の各支店長代理が、常時、かつ当然に個別的に支店長を代理して取引をなすときなどの場合において、それらの支店長代理の権限ないし地位に関してはいかに解すべきであらうか。このような場合には、内部的関係(対内的関係)においては、支店長と支店長代理、営業主と支店長代理およびこれらの三者間についての代理権および責任(義務)の問題が生じ、外部的関係(対外的関係)にお

いては、支店長代理と取引の第三者、支店長と取引の第三者（支店長と支店長代理との代理権関係の構成により）および営業主と取引の第三者（支店長・支店長代理・営業主の三者間の代理権関係の構成により）についての代理権限および責任の問題が考えられる。

ところで商法にいわゆる支配人は、営業主に代ってその置かれた営業所の営業（商号または営業所によって個別化された営業）に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を授与せられた商業使用人であり、その代理権の範囲は、包括的・抽象的・定型的に決定せられており（商三八一・三八、ドイツ商四九参照）、それは個々の行為についての個々の代理権の量の大小によって支配人たるか否かが決せられるのではない。また、ある者が支配人であるか否かは、その者が営業主から右のような代理権を与えられているか否かを実質的に観察して決すべきであって、単にその名称のみを標準として決すべきでないことはいうまでもない。表見支配人は、このような商法にいわゆる支配人を前提として設けられた制度であり、その代理権の範囲は、取引上の行為でない裁判上の行為を除き、支配人のそれと同一である（商四二一）。

## 二 表見主任者

### （一）支店長不存在と表見主任者としての支店長代理

そこで右の総説に述べた（一）の場合についてみると、何等かの事情で支店長代理のみが置かれ、その者が営業主から個別的代理権ではなく、支配人としての包括的代理権（支配権）を実質的に授与されている場合には、その者は名称のいかんにかかわらず支配人ということができることになる（支配人の登記の有無に関係なく）。しかしこのような包括的代理権が授与されない場合において、支店長代理が当該営業の主任的存在、すなわち主任的地位者とし

て支店長と同然に、たとえば署名において、支店長代理名義をもって直接的に表示し（たとえばA会社B支店・支店長代理Cのように）、常時その営業に関する取引行為を遂行している場合、または実質的に、あるいは実質的・客観的（ここでは事実の反復によって生じた客観性を意味し、以下もこの意味に使用している場合が多い）にそのようなことが立証される場合には、法形式的には主任者たることを示すべき名称を附した使用人ではないが、実質的にはいわゆる表見上の支配人と何等異なるところがない。<sup>(1)</sup>そして支店長代理の行為が支店長としての代理権限として認められるか否かは、それが客観的・抽象的・一般的にその営業主の当該営業に関し、それが支店長の代理権に属するか否かを観察してこれを決すべきであって、主観的・具体的にこれを決すべきではない。商法第四二条第一項にいう表見支配人は、営業主と第三者との間の利益の調和の上から、社会通念上、一般的・客観的に支配人としての権限を有するものと観念せられる当該営業所の営業の主任者として表示され、その明確性を期したが、実質的に、またある場合には客観的にも右のような場合には実質上の主任者であり、その表示に対し、それを信頼した善意の第三者は、真実のいかに拘らず、信頼に対する効果を受けるべきで、支店長に対して信頼したのと同然に保護されるべきであり、<sup>(4)</sup>殊に支店長の置かれていない支店において、明示・黙示を問わず、主任者としての支店長が有する権限と同一の代理権を行使し、また行使せしめている以上、営業主は、支店長が表示したのと同範囲について拘束、すなわち責任を負うべきである。<sup>(5)</sup>したがって営業主はこれに対して支店長、すなわち表見支配人についてと同一の責任を負うべきであり、それが表見的権限（Ostensible or Apparent Authority）としても禁反言の法理により当然であるといわなければならない。<sup>(6)</sup>私は、このような主任的地位者としての支店長代理を表見主任者（表見支店長—支店長が表見支配人と呼ばれるように）と呼ぶことにする。

(二) 兼任支店長と表見主任者としての支店長代理

次に右の総説に述べた(2)の場合についてみると、これにおいても、常時、支店長の代理人としてその営業に關する取引行為をなしているものであり、したがって(1)に述べたような立証の存する限り、それと同様に解することができよう。<sup>(7)</sup>そしてこのような結果を生ぜしめたことについて、営業主または支店長が、一々授權することの煩雜さを避けるための行為によるか否か〔明示的・默示的(implied authority)<sup>(8)</sup>・慣習的に〕、または内部規定によって制限されているか否かはこれを問うところでない。内部的事務分掌規定による支店長・支店長代理・部課長などについての組織上から、それらの者の業務上の権限または制限は、いわゆる内部的關係であつて、第三者をして右のように信頼せしめたことによる対外的關係についての責任などには影響をおよぼすものではない。<sup>(9)</sup>このようなことは、本稿における他の事項に關しても一般的にいえることである。

改正後の判例においても、兼任の銀行支店次長について、支店次長は、支店長を補佐して所管事務を処理する職責を有し、当該支店においては支店長が常時不在のため、次長が事実上支店長の事務を処理していたことの記録により、銀行の内部通達に反してなした次長の手形の支払保証について、支店長がこのような通達に反して手形の支払保証をなした場合に、それを支店長の権限外の行為として善意の第三者に對抗することができないから、支店次長が支店長に代つて右の行為をなした場合にもまた、これを権限外の行為として善意の第三者に對抗することはできない、と述べられている。<sup>(10)</sup>

(三) 現任支店長と表見主任者としての支店長代理(一人または数人)

右の総説に述べた(3)の場合についてみると、現任の支店長が置かれている場合に、一支店に一人または数人の支店

長代理が存在し、各代理が、常時当然に各個別または共同的に支店長を代理して取引行為をなすとき、それがあたかも主任者たる支店長がなすのと同様に、しかもそれが常時である場合に、取引の相手方たる善意の第三者をして、その表示<sup>111)</sup>ないし外観から支店長の身代りの存在として、支店長と同様の権限を有するものと、実質的に、また客観的(当該支店長代理については、客観化されている場合)に信ぜしめた場合には、支店長代理は支店長の有する代理権と同範囲の代理権限を有するものと認めることができる。したがってこの場合、このような支店長代理をいわゆる表見主任者といふことができ、この者に表見支配人の規定を適用して差支えないものと解されないであろうか。

すなわち表見支配人として認められるためには、商法第四二条第一項の規定が示し、また前にも述べたような二つの要件上、支店長代理が、あくまで実質的に支店長と同一の代理権限を有することの表示から、支店長たる主任者のように客観化されていることが信じられ、認められなければならない。したがって個別的な当該取引行為のみについて支店長を代理する権限を有すると認められるような支店長代理は、ここにいふ表見主任者に該当しないことはいうまでもない。いかえれば商法第四二条第一項は、ある使用人が当該取引行為については代理権限を有するが、当該支店の営業に関して包括的代理権(支配権)を有せず、したがって第三者が、その者は支配人ではないと信じている場合には、本条が適用されない(商法四二二)のと同様である<sup>112)</sup>。

右のように一支店に一人または数人の表見主任者が存在する場合においては、一営業所に数人の支配人を置くことができるのと同様に、一支店に支店長および一人または数人の表見主任者、いかえれば数人の表見上の支配人が存在することも差し支えないことであり、これらの各人はそれぞれその有する包括的代理権を行使することができるのと解してもよいのではなからうか(商三七・二六一参照)。

### 三 共同表見支配人

右のような表見主任者を認めるとすれば、商法上いわゆる表見支配人と右にいわゆる表見主任者およびこれらの者との間の関係の理解について、今少し歩を進めてみよう。

以上述べたところからすれば、内部的関係は別論としても、対外的な代理権関係においては、支店長たる表見支配人と支店長代理たる表見主任者との代理権の範囲は、表見主任者の表見的権限上、同一であるといえることができる。すなわち内部的関係においては、支店長と支店長代理とにつき地位の上下はあるとしても、対外的関係における取引行為については、その代理権限およびその効果に関しては両者異なるものではない。すなわち営業主において、主任者たる名称を附してはいないが、表見主任者としての支店長代理を認めており(明示的・黙示的に)、または表示なし外観上(表見的権限上)、第三者をして表見主任者として信ぜしめるものであれば、禁反言の法理ないし外観尊重の原則の上から、当然に法律上、支店長はもちろん、表見主任者の行為についても表見支配人と同一の責任を生ぜしめることになる。そこで一支店に、支店長および一人または数人の表見主任者が存在する場合(数人の支店長代理のみが存在する場合も同様)、これらの者との間の関係はどうであろうか。これについては、もとより前に述べたように、表見主任者においても、各人・各別に包括的代理権を行使することができるであろうが、主任者たる支店長と共に表見主任者が存在する場合には、殊に共同的に代理権を行使することが多いのではなからうか。もし実際に共同的に代理権を行使するとすれば、その対外的代理関係からみれば、支配人に關しての規定、すなわち商法第三九条の「数人の支配人が共同して代理権を行使する」という共同代理(共同支配)についての理論により、右の者の間にいわゆる共同支配的な関係を認めることはできないであろうか(なお商二六一Ⅱ参照)。ただし一支店に支店長と一人の支

店長代理または数人の支店長代理の存在することはありうることであり、またそれらの者が、対外的に同一の代理権限を有し、相談の上、共同的に行使用するとすれば、支配人に認められた共同支配人の制度はこれらの者の間についても認められることは可能だからである。

そこで、もし右の理論から、支店長と支店長代理との間、または支店長代理間、すなわち表見支配人と表見主任者との間、または表見主任者間について共同代理の觀念が認められるとすれば、それらの者が、表見上の支配人としての地位により共同して代理権を行使するという意味において、これらの者を「共同表見支配人」と呼び、またこれらの者による代理を「共同表見代理」ということができよう。そしてこれが許されるとすれば、共同表見支配人に関しては、共同支配人と同趣旨のものとして、これに関する觀念をもって理解することができるものと考えられないであらうか。

註(1) 伊沢・表示行為の公信力五八頁には、表示による禁反言の成立要件について述べられている。

(2) 伊沢・前掲六七頁には、表示者は、主観的に自己の表示が他人に信頼せられるべきことを知らなくても、その表示によって禁反言の拘束下におかれる、と述べられている。

(3) 伊沢・前掲四九頁参照。

(4) Paphael Powell, *The Law of Agency*, 1951, cf. p.61.

(5) William Bowstead, *The Law on Agency*, 1959, p.10.

(6) W. Bowstead, op. cit., p.10; P. Powell, op. cit., pp.34, 57.

(7) W. Bowstead, op. cit., p.11, たとえば、ある物品の所有者Aが、自己の営業上の物品についてよく通じているBに、自己の営業上の物品の占有を許しているが、その売却などの権限については与えていなかった。ところがCは、Bがその物品を売却する権限を有するものと信じており、BがCにその物品を売却した場合、営業主はそれについて拘束される。

(8) W. Bowstead, op. cit., p.56. 加藤・「レビッサン法理より見た商法第四十二一条論」前掲六三頁・七七頁参照。



(6) W. Bowstead, *op. cit.*, pp.57, 176, Edmunds v. Bushell (1865) L.R. 1 Q.B. 97.

この場合、もとより相手を信することに過失があつてはならない（東京高判・昭三一・七・二〇・高裁民集九卷七号四六四頁—民法第一一〇条にいう表見代理に関する判例）。

(10) 前掲三（関係判例）註(12)、なお拙稿・前掲(一)八一頁註(6)参照。民法第一一〇条にいわゆる「権限ありと信すべき正当の事由がある」ことについて、過去の事実によりこれを認めた最近の判例として、最高判・昭三一・五・二二・最高裁民集一〇卷五号五四五頁、同三一・九・一八・同九号一四八頁、同三五・一〇・一八・同一四卷一二号二七六四頁参照。

(11) Bowstead, *op. cit.*, cf. p.180.

(12) 反対、大隅・商法総則（法律学全集27）一六三頁・一六四頁註(三)。

(13) 改正前の合名会社におけるいわゆる共同代表制度（改正前商法七七）とも類似するようであるが、その構成員の性質が異なり、またこれに関する制度の廃止などから、共同支配人制度に準じて考える方が適當と思われる。

## 五　　む　　す　　び

商法第四二条第一項にいわゆる表見支配人として認められるためには、その要件の一つとして、本店または支店の「その營業の主任者たることを示すべき名称を附した使用者」であることが要求されている。支店長などについては、一般的に本条に該当する者として本条が設定された前後を問わず学説・判例の認めているところであり、本条が明確に「主任者」に限定している因由・立法趣旨などについても既に幾らか述べたところであるが、以上は、要するに支店長代理が、表示ないし外観により主任者たる支店長と同一と思われる代理権限を有する場合に、これを信頼して取引をなした善意の第三者の保護の問題が生じ、このことから、表見主任者という觀念、更に進んで共同表見支配人という觀念が認められないであらうか、について述べた。前者が認められるとすれば、後者についても、共同支配人制

度が認められている立法趣旨・実益からすれば、一支店に共同の表見上の支配人の存在することも可能なことであり、また是認されうることと思われる。殊に今日のように相当大規模な支店においては、会社の運営に関する合議機関的なものの存在と同趣旨の下に、一支店に共同表見支配人の存在が発生し、これが認められるのもあなが不思議なことではないと考えられる。私はこれに関しては、現在、深い研究をなしているものではないが、ただ、ここでは、「表見主任者」を認めることによって、共同支配人に相当する「共同表見支配人」という觀念が認められないであろうか、との問題を提起すると共に、これに関する、今後の私の研究の出発点として思う（なお右に関連して「表見支店」という觀念も考えられるが、これに関しては、わが現行商法上、表見支配人に関するような支店についての規定の存しない現在、多くの問題を残しているものと思われる）（一九六二―昭三七―二一・一〇）。